



# 政府実行計画と公共部門等の脱炭素化に係る動き について

令和5年11月

令和5年度 北海道官庁施設等地球温暖化対策連絡会議



---

# 政府実行計画について

---

- 2020年10月26日、第203回臨時国会において、菅前総理より「**2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す**」ことが宣言された。

【第203回国会における菅前内閣総理大臣所信表明演説】（2020年10月26日）〈抜粋〉

- 成長戦略の柱に**経済と環境の好循環**を掲げて、**グリーン社会の実現**に最大限注力して参ります。我が国は、**2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします。**もはや、温暖化への対応は経済成長の制約ではありません。積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要です。

- 2021年4月22日、地球温暖化対策推進本部及び米国主催気候サミットにおいて、菅前総理は、**2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向け挑戦を続けること**等を発言。

【米国主催気候サミットにおける菅前内閣総理大臣によるスピーチ】（2021年4月22日）〈抜粋〉

- 地球規模の課題の解決に、我が国としても大きく踏み出します。**2050年カーボンニュートラルと統合的で、野心的な目標として、我が国は、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指します。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けてまいります。**

## 長期目標

**2050年  
温室効果ガス  
排出実質ゼロ**

## 中期目標

**2030年度  
温室効果ガス  
排出46%削減  
(2013年度比)**

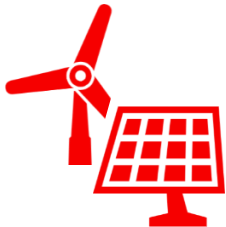
**さらに、50%の  
高みに向けて  
挑戦を続ける**

「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として法律に位置付け、政策の予見可能性を向上。



長期的な方向性を法律に位置付け  
脱炭素に向けた取組・投資を促進

地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」の目標や  
「2050年カーボンニュートラル宣言」を基本理念として法に位置付け



地方創生につながる再エネ導入を促進

地域の求める方針（環境配慮・地域貢献など）に適合する再エネ活用  
事業を市町村が認定する制度の導入により、円滑な合意形成を促進



ESG投資にもつながる  
企業の排出量情報のオープンデータ化

企業からの温室効果ガス排出量報告を原則デジタル化  
開示請求を不要にし、公表までの期間を現在の「2年」から「1年未満」へ

## ■地球温暖化対策計画とは？

⇒**地球温暖化対策推進法に基づく**政府の総合計画。

⇒地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、  
国が策定する計画。

## ■内容

- ・温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標
- ・事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項
- ・目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策

等

（参考）地球温暖化対策計画本文

<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>

## ■政府実行計画とは？

- ⇒「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」の略称。
- ⇒**地球温暖化対策計画の目標を踏まえ**、政府の各行政機関（以下「各府省庁」という。）が行うすべての事務及び事業を対象として、**地球温暖化対策として実施すべき事項を定めたもの**。
- ⇒**関係機関や関係団体、地方公共団体等**においてもこの計画の趣旨を踏まえた率先的な取組が行われることが期待される。

（参考） 政府実行計画本文

[https://www.env.go.jp/earth/report/h31-01/post\\_7.html](https://www.env.go.jp/earth/report/h31-01/post_7.html)

## ■ 各府省庁の実施計画とは？

- ・政府実行計画に基づき、以下の5つの取組について、個別の対策の目標を**府省庁ごと**に設定することとする。
- ・以下の5つの取組をはじめ、府省庁ごとの削減目標の達成に必要な取組を盛り込むこととする。
- ・**地方支分部局、地方合同庁舎等**ごとの削減計画を盛り込むこととする。

(参考) 各府省庁の実施計画

[https://www.env.go.jp/earth/action/ministries-4\\_00001.html](https://www.env.go.jp/earth/action/ministries-4_00001.html)

### 太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物

(敷地含む) の約**50%以上**に太陽光発電設備を設置することを目指す。



### 新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented: 30~40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready: 50%以上の省エネを图った建築物

### 公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック(使用する公用車全体)でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車:電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

### LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

### 再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上**を**再生可能エネルギー電力**とする。

---

# 公共部門等の脱炭素化に係る動き (太陽光発電導入に係る動き)

---



## 公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議

○事務局：環境省

○構成員：全府省庁の政府実行計画の担当課、関係部局

○役割：

(1) 公共部門の太陽光発電導入目標達成に向けた調整

→各府省庁及び地方公共団体の施設種別の太陽光発電の導入目標の策定や、  
太陽光発電の整備計画についての調整等

(2) 政府実行計画の目標達成に向けた調整

→政府実行計画の目標達成に向けた優良事例の共有等

(3) その他、公共部門・公的部門の脱炭素化に関する取組についての調整

→その他の脱炭素に関する調整

<経緯>

- 「2030 年度におけるエネルギー需給の見通し」（令和 3 年 10 月 22 日公表）によると、政府実行計画に基づいて実行することで、6.0GW 分の太陽光発電の導入を見込む。
- 「規制改革実施計画」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）において、上記目標の達成のため、PDCAを回す仕組みとして連絡会議の設置等を行うことが記載。

↓

- 各府省庁における太陽光発電の目標等について議論し、地方公共団体の取組状況も含めた情報共有等を行う場として令和 5 年 9 月に設置

## <第1回開催日>

- 令和5年9月27日

(参考) 第1回連絡会議資料等 [https://www.env.go.jp/page\\_00952.html](https://www.env.go.jp/page_00952.html)

## <関係する要点>

- 政府施設における太陽光発電の**導入目標の考え方（次スライド以降で説明）を明確化**
- 各府省庁で計画的に取り組を進めるため、府省庁ごとの太陽光発電の導入目標が設定
- 工程表や具体の導入場所・時期等を含む**「太陽光発電整備計画」を各府省庁で今年度中に作成**し、毎年度更新していくこととする

## <今後の進め方>

- ~年度末  
各府省庁において、ひな形をもとに太陽光発電整備計画を作成
- 年度末頃  
連絡会議を開催、各府省庁の整備計画を決定

## 太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物  
(敷地含む) の約50%以上に  
太陽光発電設備を設置することを  
目指す。



政府実行計画における目標の  
**設置可能な政府保有の建造物 (敷地含む)**  
とは？

設置可能な建築物：**建築基準法におけるすべての建築物ごとに各判定項目を確認し、簡易判定基準でA判定、B判定となったもの**

設置可能な敷地：**建築物に付随する敷地について、簡易判定基準でA判定、B判定となったもの**

※簡易判定基準でC+判定、C-判定となっている建築物、敷地に関して、既に太陽光発電が設置されている場合や、追加で太陽光発電が設置される場合は、設置可能な建築物、敷地に含めるものとする。

※いずれも、各判定項目における判定レベルの一番低いものを判定結果とする。

(参考) 2021年度実施調査における簡易判定基準※会議資料から一部を抜粋

<https://www.env.go.jp/content/000161775.pdf>

判定項目	選択肢	判定レベル
建築物の耐震対策	新耐震基準	A
	旧耐震基準 (耐震対策実施済)	A
	旧耐震基準 (耐震対策未実施)	C-
海岸からの距離	0m~100m 未満	B
	100m~500m 未満	B
	500m~1km 未満	B
	1km 以上	A
平均積雪量	0cm~100cm 未満	A

※建築物、敷地の簡易判定基準における判定レベル

A判定：設置可能性が高い  
B判定：設置可能性は高いが、懸念事項あり

C+判定：その他の要因がある  
C-判定：技術的要因がある

## 太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物  
(敷地含む) の約**50%以上**に  
太陽光発電設備を設置することを  
目指す。

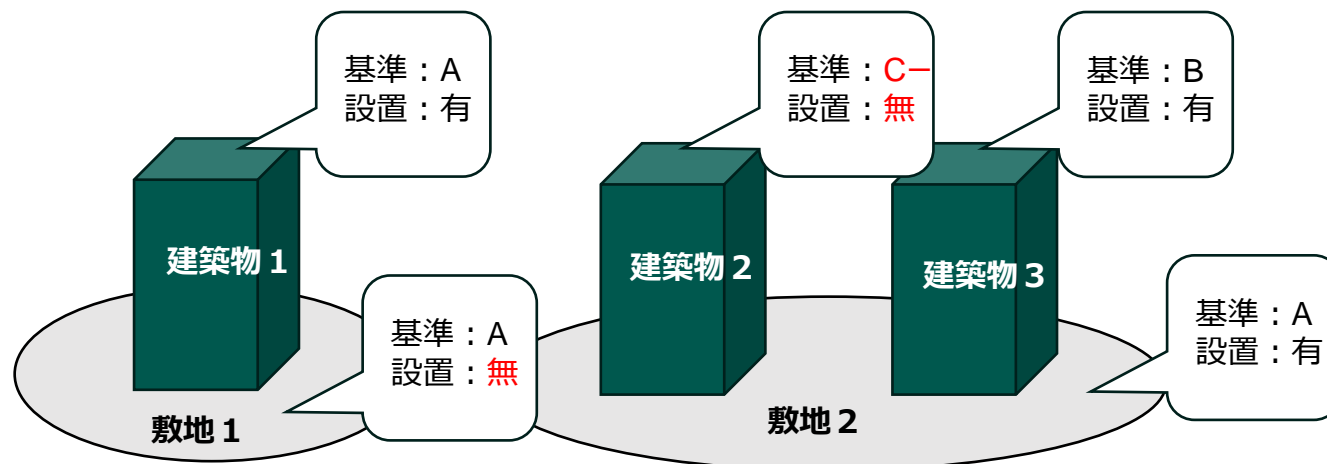


政府実行計画における目標の  
「約**50%以上**」の実績の考え方は？

太陽光発電設備が設置された政府保有の建築物、敷地の件数でカウントする。

建築物：導入時期、設備容量によらず、**当該建築物に太陽光発電設備が導入されていれば1件**

敷地：導入時期、設備容量によらず、**当該敷地に太陽光発電設備が導入されていれば1件**



ポテンシャル：4件  
実績：3件  
↓  
導入割合：75%

導入割合の考え方の簡単な例



## ○各府省庁における太陽光発電の導入ポテンシャルと導入目標

府省庁名	太陽光発電の設置状況[建築物+敷地] (2021年度までの実績)			太陽光発電の設置状況[建築物+敷地] (2021年度までの実績+2022年度新規導入見込み)				太陽光発電の導入ポテンシャル [建築物+敷地] (2021年度までの実績+ 新規導入ポテンシャル)		導入目標 全体ポテンシャル× 50%-設置状況 (2021実績) (は目標値を超えて導 入済みの設備容量 (kW)
	設置件数	設置可能な建 築物・敷地に対 する導入割合	設備容量	設置件数	設置可能な建 築物・敷地に対 する導入割合	設備容量 (2022年度 新規導入)	設備容量 (累積)	設置件数	設備容量	
	(件)	(%)	(kW)	(件)	(%)	(kW)	(kW)	(件)	(kW)	
内閣官房	3	60.0	447	3	60.0	0	447	5	476	(209)
内閣法制局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人事院	0	0.0	0	0	0.0	0	0	2	252	126
内閣府	9	47.4	228	9	47.4	0	228	20	608	76
宮内庁	11	34.4	160	14	43.8	61	221	31	2,188	934
公正取引委員会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
警察庁	17	32.7	297	17	32.7	0	297	52	3,985	1,695
金融庁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消費者庁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
復興庁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省	4	80.0	91	4	80.0	0	91	5	112	(35)
法務省	179	7.4	3,938	180	7.4	120	4,058	2,419	120,940	56,532
外務省	6	85.7	160	6	85.7	0	160	7	440	60
財務省	226	18.6	3,002	227	18.7	10	3,012	1,216	35,329	14,663
文部科学省	1	100.0	70	1	100.0	20	90	1	70	(35)
厚生労働省	122	10.6	1,885	124	10.8	22	1,907	1,151	39,590	17,910
農林水産省	11	1.5	106	11	1.5	0	106	710	16,657	8,223
経済産業省	4	50.0	265	4	50.0	90	355	8	478	(26)
国土交通省	169	19.1	1,856	178	19.9	78	1,934	893	26,610	11,449
環境省	113	36.9	949	114	37.1	31	980	307	5,934	2,018
防衛省	15	-	162	15	-	0	162	(※)	(※)	(※)
会計検査院	2	100.0	50	2	100.0	0	50	2	50	(25)
デジタル庁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
政府全体	892	12.8%(※)	13,666	909	13.1%(※)	431	14,098	6829(※)	253719(※)	113686(※)

・建築物・敷地を保有していない府省庁については、各項目を「-」としている。



## OPPA等の第三者所有による太陽光発電設備導入の手引き（2023年3月 環境省）

[https://www.env.go.jp/page\\_00545.html](https://www.env.go.jp/page_00545.html)

→初期費用のかからない第三者所有モデルの活用に向けて導入フローやチェック項目等を紹介

## ○公共施設等の脱炭素化の先行事例（2023年6月 総務省、環境省）

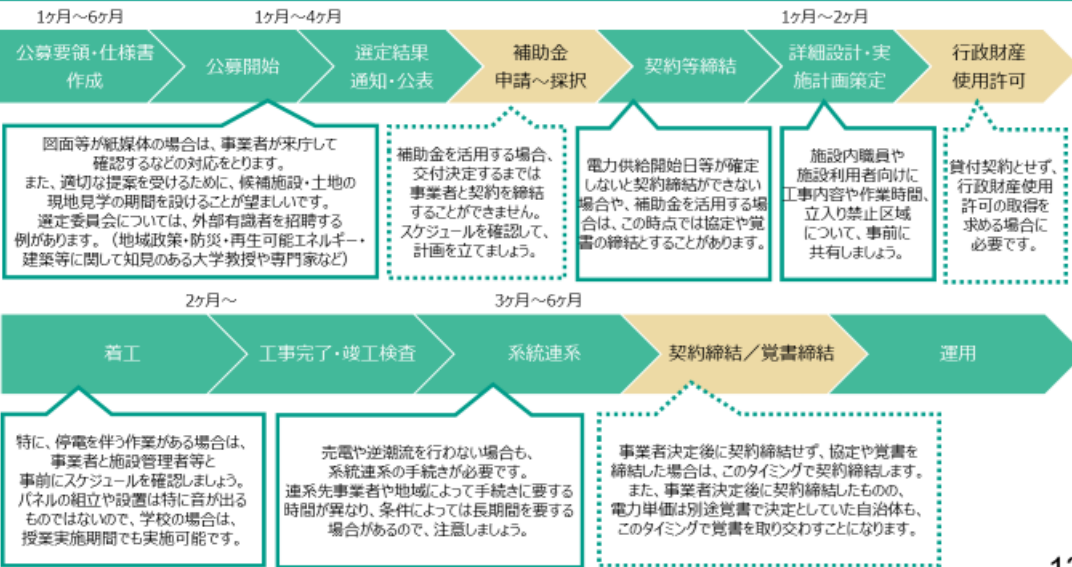
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000888526.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000888526.pdf)

→地方公共団体におけるLED照明、電動車の導入等の脱炭素化優良事例を紹介

### PPA等の第三者所有による太陽光発電設備導入の手引き 概要版

#### 公募準備～運用

第三者所有は、対象施設の条件に応じた設備仕様や運用方法等の提案を受ける必要があるため、一般競争入札ではなく公募型プロポーザル方式での事業者選定を推奨します。工事や系統連系については、事前にスケジュールを確認し、関係者と情報共有しながら進めましょう。



### (5) LED照明の導入

京都府 舞鶴市

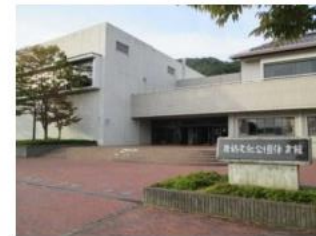
#### 事業の概要

体育館の照明器具は、電力消費量の大きな水銀灯系が中心となっている。これを高効率なLED照明に全て転換(446灯)することで、大幅に使用電力量を削減した。併せて、太陽光発電設備(32.16kW)を導入した。

#### 事業のポイント

- 1 人感センサーによる調光制御機能付LEDの導入により、必要最小限度の電力で必要照度を確保
- 2 水銀灯から調光制御機能付LEDへの転換
- 3 太陽光発電設備、蓄電池(58.8kWh)を合わせて導入することで、平常の脱炭素化に加え避難場所としてのレジリエンス機能を確保

舞鶴文化公園体育館



LEDを導入した体育館内アリーナの高天井



事業実施期間：H30年度  
総事業費 0.3億円

#### 事業の効果

- 高効率器具は既存の水銀灯と比較すると1本あたり415Whから118Whと消費電力量を約72%削減となった。
- 太陽光発電設備及び高効率照明器具導入により、二酸化炭素排出量を年間で約88t削減することができる。
- 避難通路にも人感センサーによる照明制御を入れることで、足元の安全性と省エネ性能の両立を実現した。